



NO. 798

平成30年

2月1日号

この広報紙は、環境に配慮したパーンバルブを使用しています。

広報



カタログポケット このアイコンを探してね



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
FAX (043) 444-0815
ホームページ
http://www.city.yachimata.lg.jp/
カタクリの花

人口の動き 1月1日現在 人口71,290人(前月比-61人) 男36,342人女34,948人世帯数31,383世帯

申告期間
2月16日(金)~
3月15日(木)

市県民税の申告と簡易な所得税及び復興特別所得税の確定申告

申告するには「マイナンバー」と「本人確認書類」が必要です

市役所では、市県民税の申告と簡易な所得税及び復興特別所得税の申告相談(譲渡や青色、事業所得で新規事業の方、消費税の申告などを除く)を受け付けます。

成田税務署でもイオンモール成田に確定申告書作成相談会場を設けています。

市役所で市県民税の申告と簡易な確定申告を受付

マイナンバーを記入する必要がありますので、マイナンバーカード(両面)のコピーか、通知カードのコピーと免許証もしくは健康保険証などのコピーをご持参ください。

時 2月16日(金)~3月15日(木) (土曜、日曜日を除く)
※3月11日(日)は受け付けます。

午前8時45分~正午、午後1時~4時

開場 午前8時15分~

場 市役所第4庁舎

注意事項

- ◎申告会場にある受付表に氏名をご記入のうえ、お待ちください。(長時間お待ちいただくこともあります)
◎譲渡所得(土地・建物・株式など)、青色申告、贈与税、相続税、消費税などの相談はできません。(申告書作成済の場合は、提出できます)
◎午前中所定の人数に達した場合は、一旦受付を締め切り、引き続き午後の受け付けをします。
◎申告会場に自書申告コーナーがありますので、記入例を見ながら申告書をご自身で作成することができます。
◎申告書などの控えが必要な方は、必ずその場で申し出てください。(後日交付はできません)

問 課税課

☎ 4 4 3 - 1 1 1 6

イオンモール成田で所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の申告書作成と提出

時 2月13日(火)~3月15日(木) (土曜・日曜日を除く)
※2月18日(日)・25日(日)は受け付けます。

午前9時~午後4時

(午前9時~10時の入口は2階C入口のみ)

場 イオンモール成田(2階イオンホール)

注意事項

- ◎申告期間中、成田税務署に申告書作成会場はありません。
◎納税証明書は、イオンモール成田の会場では発行していません。
◎イオンモール成田の会場には、納税窓口がありませんので、口座振替をご利用いただくか、最寄りの金融機関で納税してください。

国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」は、金額などを入力すれば自動で申告書が作成できる便利なシステムです。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax」を利用して送信できます。

「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/

問 成田税務署

☎ 0 4 7 6 - 2 8 - 5 1 5 1

○市県民税の申告が必要な方
平成30年1月1日現在、市内に住んでいた方で、確定申告は不要でも、平成29年中に次のような所得のあった方は、市県民税の申告をする必要があります。
・事業所得があった。
・給与所得者で、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない。
・給与所得以外に所得があった。
・公的年金の所得以外に所得があった。
・公的年金受給者で医療費控除や生命保険料控除などを受けようとする。
・市内に住んでいないが、平成30年1月1日現在に事務所、事業所、家屋敷が市内にある。
・所得のなかった方で、誰の扶養にもなっていない、または別世帯の扶養親族になっっている。
・上場株式などに係る配当所得などで、市県民税・県民税の計算で異なる課税方式を選択する。
※ご自身で確定申告をする場合や、勤務先が市役所に給与の支払報告をしている場合は、申告をする必要がありません。
※この申告は、平成30年度の市県民税の課税資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料などを算定するうえでその基礎となるもので、収入がなくても申告をするようにお願いします。

問 課税課

☎ 4 4 3 - 1 1 1 6

○年金所得のある方

公的年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告の義務はありません。(所得税及び復興特別所得税が還付になる方は、確定申告をしてください)
ただし、市県民税の計算で、医療費控除や生命保険料控除などを受けられる場合は、市県民税の申告が必要です。

○所得税及び復興特別所得税の還付申告ができる方

給与所得者や年金受給者で確定申告する必要がなくても、次に該当する方は、確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。
・マイホームをローンなどで取得した。
・多額の医療費を支払った。
・年末調整で控除の手続きができなかった。
・年の途中で退職したため、勤務先で年末調整を受けられなかった。

○所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な方

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、1年間(1月~12月)すべての所得から所

記号の見方

時 日時

場 会場

内 内容

対 対象

定 定員

費 参加費

申 申し込み

縮 締め切り

持 持ち物

問 問い合わせ

FAX 444-0815

2ページ目に続きます